

平成26年 第8回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年5月28日(水)
開会 午後3時00分 閉会 午後3時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、米田敦弘
- 4 欠席委員名 野木三司
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
 - (1) 議案第46号 平成27年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について
 - (2) 議案第47号 平成27年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について
(諮問)
 - (3) 議案第48号 京丹後市学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱又は任命について
 - (4) 議案第49号 京丹後市いじめ防止等基本方針について
 - (5) 議案第50号 平成26年度近畿高等学校総合体育大会カヌー競技 第13回近畿高等学校カヌー選手権大会 平成27年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技リハーサル大会の開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全12頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成26年7月8日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦

教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、

子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、

文化財保護課長 吉田誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

それでは、ただ今より「平成26年第8回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。
本日は所要の為、野木委員の方は欠席となっております。

〈小松委員長〉

まずはじめに、会議録の承認を行います。第5回の署名委員は森委員、第6回の署名委員は野木委員です。会議録につきましては、お手元に送付しております。原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

原案のとおり承認いたします。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

森委員を指名いたしますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

議案第46号「平成27年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について」
を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

46号の提案ですが、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第46号「平成27年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について」説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で教育委員会の職務権限を規定しておりますが、教科書の採択については、同条第6項において、「教科書その他の教材の取扱いに関する事」を執行することを規定しています。

教科用図書の採択の方法等につきましては、お手元の議案の資料の最後のページに参考として付けておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。」と規定されています。この条文中にあります第10条の規定とは、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村の教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言及び援助を行わなければならない。」とされておりまして、この指導、助言、援助を言っておりまして、つまり、都道府県の指導等を受けて採択を行なうということになります。

また、京都府教育委員会からの通知を受け、市町村教育委員会では採択事務に関するルールを定め、予め公表するなど、採択手続きを明確にして取組むようにとされていることから、本市では、京丹後市学校教科用図書選定委員会規程を定めており、この選定委員会では、教科用図書の選定について、教育委員会の諮問に応じて調査及び研究を行い、教育委員会に意見を具申することとしており、この意見を基に、教育委員会で採択を行うということになります。

今回の採択に当たりまして、いろいろと教育委員会からの通知等を添付しておりますが、平成27年度使用教科書の採択の事務処理等の通知、及び平成27年度に使用する義務教育諸学校（小学校）の教科用図書の採択基準及び基本観点の通知等がありましたので、これらに基づき、本市の教科書採択に関する基本方針を別紙のとおり定めようとするものです。

内容につきましては、基本方針の案を見て頂いたらと思いますが、1の（1）基本的な考え方では、「学習指導要領」、「国からの通知」、「その他関係資料」など、国の資料等を踏まえて採択することとしております。

（2）では、列記しています府の資料等を踏まえて採択することとしています。この資料等につきましては、添付をしております。

（3）では、選定委員会の意見具申等を踏まえて採択することとしていること。

（4）では、静ひつな採択環境を確保し、採択権者の判断と責任により、公正かつ適正に採択することとしています。

2の採択する教科用図書は、教科書目録に登載されているものから採択することとし、小学校教科用図書は、「小学校教科用図書目録（平成27年度使用）」に登載されている教科書用図書を採択することとします。

再度、資料の最後のページをご覧くださいと思います。

教科書用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条で「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとする。」と規定しており、

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項で「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法附則第9条に規定する教科書用図書を採択する場合を除き、4年とする。」という事になっています。

現在、小学校で使用している教科用図書は22年度に採択され4年を経過したことから、27年度使用の教科用図書は、本年度新たに採択したものを使用するということとなります。学校教育法附則第9条で規定する教科書用図書の採択は除外規定としていますが、学校教育法附則第9条では「特別支援学級においては学校教育法に規定する教科書用図書以外の教科書用図書を使用することができる」こととしているため、基本方針にも記載させていただいておりますとおりの採択となります。

中学校教科用図書は4年の期間内であることから、先ほど説明しましたとおり法律、府の通知等に基づきまして、平成25年度採択と同一の教科書用図書を採択することとします。

もとの方針の方に戻っていただきまして、3の採択の日程につきましては、平成26年8月中に採択することとしておりますので、選定委員会の委員の委嘱等、諮問、調査部会の調査研究、選定委員会の意見具申等の日程を記載させていただいております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

<小松委員長>

議案第46号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

採択に関する基本方針の基本的な考え方(4)の採択権者の判断と責任についての「採択権者」とは教育委員会、すなわちここであるという意味ですか。

<吉岡教育次長>

はい。そうです。

<文珠委員>

採択権者の判断と責任によるということ、大変な責任があるというふうに感じておるのですが、基本方針通り、基本的な考え方、また採択をする教科用図書、それから採択の日程等々はその通りこれを踏まえていかんなんですけど、結局最後は採択権者の判断につきということ、ある程度私たちも共鳴していかんなんというふうに思います。またそういう機会を持っていただきたいと思います。

<米田教育長>

前回は教科書を皆さんに持ってもらいながら、特に社会の問題があった時なんかいろいろ検討をしながら研究していただきましたが、調査委員会がいろいろと研究をして候補をあげるにしても、こちらが最終的にどれにするかという時には、ある程度の研究と知識を持っておかねばならないということなので、その学習をよろしくお願いします。

<小松委員長>

よろしく申し上げます。
他にございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第46号「平成27年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第47号「平成27年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について（諮問）」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件も、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第47号「平成27年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について（諮問）」を説明させていただきます。

前議案の提案でも説明しましたとおり、平成27年度使用の小学校教科書について採択を行う必要が生じたので、京丹後市学校教科用図書選定委員会規程第2条の規定に基づき、別紙のとおり選定委員会に諮問をしようとするものです。

諮問書については、別紙のとおりですのでご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第47号を説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

ご質問他にございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第47号「平成27年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について（諮問）」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、会議の非公開についてお諮りいたします。

議案第48号については、人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第48号については非公開といたします。

（非公開部分省略 議案第48号承認）

〈小松委員長〉

これより会議を公開といたします。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第49号「京丹後市いじめ防止等基本方針について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましては、学校教育課長の方から提案説明します。

〈横島学校教育課長〉

失礼します。

議案第49号「京丹後市いじめ防止等基本方針について」説明をさせていただきます。提案理由の方はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとしております。

具体的に今までの経過等を説明させていただきたいと思います。本年4月、京丹後市として基本方針を作るかどうかを検討させていただいて、やはりいじめの基本方針は自治体

として作っていくべきだというようなことから取り組みを進めさせていただいております。5月1日に第1回京丹後市いじめ問題対策連絡会議代表者会議で方針の説明を行っておりますし、5月7日教育委員会の5月定例会にて方針素案の方の説明をさせていただいております。その後5月8日に市議会の文教厚生常任委員会について同じく素案の方に説明をさせていただいて、5月9日から5月23日の15日間、パブリックコメントの方も実施して意見聴取もさせていただきました。その後今までの会議で説明をした時にいただいた意見等をこちらの方で再度修正させていただいて最終案としてお示ししたのが、本日資料として提出しております「京丹後市いじめ防止等基本方針 平成26年6月」としたものでございます。

変更点等を簡単に説明させていただきたいと思います。まず1枚めくっていただきまして目次の項になります。「第2 いじめの防止等のための対応」という部分の中の、1の(3)の部分です。以前は「京丹後市いじめ問題調査検証委員会の設置」という「検証」という文字を入れておりましたが、「調査委員会」という方が良いだろうというようなご意見があったので、その部分を採用して「いじめ問題調査委員会」というふうに、委員会の名称を変更させていただいております。同じく目次の部分になります。「第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」の中で、2の部分が「学校のいじめの防止等の組織の設置」というふうに変えさせていただいております。以前は、これは「学校いじめ防止委員会の設置」という形になっておりましたが、学校でそれぞれ基本方針を設定した時に、「いじめ防止委員会」という名称以外の名称の部分もあったので、実態に合わせて「学校のいじめ防止等の組織」というふうに言い換えをさせていただいております。そういった部分が変わっておりますし、3の部分も、その上の言葉を引き継ぎまして、前回までは「学校におけるいじめの防止」というような表現を合わさせていただいたということで、今回「学校のいじめの防止等に関する措置」というふうに変更をさせていただいております。

めくっていただきまして4ページになります。4ページの部分、丁度真ん中になります。四角の箱書きの中の「第2 いじめの防止等のための対応」という中の1の「(2) 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会の設置」の部分の中で、「京丹後市は、いじめ防止等の対策を実効的」という「実効的」の文字の部分を変更させていただいたことと、「法第14条第3項に定める附属機関として、「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会」（以下「専門委員会」という。）」というふうに今回修正をして提示をさせていただいております。前回までは「いじめ専門委員会」という言葉だったのですが、これは「専門委員会」の方がふさわしいだろうという議論の中で、「いじめ」を取らせていただいて「専門委員会」という形で整理をさせていただいております。それに伴いまして、次の部分から出てきます「専門委員会」というのは、以前は全て「いじめ専門委員会」という部分が「専門委員会」というふうに文言整理で修正の方をさせていただいております。

その次5ページになります。先ほど目次のところでも触れさせていただきました「(3) 京丹後市いじめ問題調査委員会の設置」という部分、以前は「いじめ問題調査検証委員会」という表記をしておりましたが、「検証」を取りましたのでそれに合わせてこの項目の部分からも「検証」を削除して今回このような表記にさせていただいておりますし、その下、「市長は、法第30条第2項に定める附属機関として、「京丹後市いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）」という部分も、以前は「いじめ検証委員会」という言葉だったのですが、これを「調査委員会」という形に置き換えさせていただいて、以後出てくる掲載は全て「調査委員会」という形に置き換えて整理をさせていただいております。

7ページの前段の部分になります。文言整理ということで、「○地域や家庭との連携促進」の「各家庭においても」から始まる段で二行目になります。「いじめではないかとの疑いを持って学校等に相談する」の「持って」の部分をはらがなから漢字の表記ということで、京都府の部分と文言を合わささせていただいたことと、9ページへお進みください。これも先ほど目次のところで説明をさせていただきましたが「2 学校のいじめの防止等の組織」、以前は「学校いじめ防止委員会」という表記だったところを実態に合わせてこのように変えさせていただいておりますのでそれ以降に出てくる文言についても「いじめの防止等の組織」という文言から全て「学校のいじめの防止等の組織」という形に置き換えさせていただいておりますし、「(以下「いじめ防止委員会」という。)」となっていた部分も「いじめ防止等組織」というふうに置き換えさせていただいております。全て前回「いじめ防止委員会」という表記は「いじめ防止等組織」というふうにそれ以降も置き換えをさせていただいた部分が10ページの上段部分に3箇所、11ページの3行目から4行目にかけての部分に1箇所ございます。

それと、12ページ、「第4 重大事態への対応」という中身の「1 重大事態発生の報告」のところで、ゴシック体で強調してある部分が前は(1)、(2)になっておりましたところが、強調するという意味なので数字はふさわしくないということで、○という形に今回変更させていただいております。

その後、13ページも「専門委員会」であるとか「いじめ防止等組織」というような文言整理の影響で変更をさせていただいた部分が13ページにも数箇所ございます。ご確認をいただければと思います。基本的には実態に合わせた文言変更と、ご意見をいただいておりますの委員会名の方が良いといったところでの変更でありまして、本質的な部分は前回説明させていただいた基本方針からほとんど変更はないということをお伝えしたいと思います。

以上、簡単ですが、基本方針の説明に変えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

<小松委員長>

議案第49号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

「学校いじめ防止委員会」という名称であったというのは、他にもそれ以外の名称を使われている組織があるということですか。例えばどういう方々ですか。

<横島学校教育課長>

学校の方に、この基本方針を策定するまでに学校独自のものを作らなければならないという、うちの指針を示す前にそれぞれ学校に提示して学校でそういう組織を立ち上げてくださいという中で、名称がこちらの方は例示として「いじめ防止対策委員会」という例示をさせていただいた部分が、実際には主に2つの名称が出てきたということで、「組織等」という形で実態に合うように訂正をさせていただいたということです。

<小松委員長>

分かりました。
他にございませんか。

<文珠委員>

「京丹後市いじめ防止等基本方針」ということで、非常に重要なことを提言されてきたなというふうに思います。その中で、考え方の整理をしたいと思うのですが、この基本方針という文章ですけれども、これは条例というかそういう意味合いではないのですか。

<横島学校教育課長>

この地域基本方針の策定というのは、国の対策推進法の中で、「地方公共団体は法の趣旨に踏まえて、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例などの形で、地方いじめ防止基本方針（以下「地域基本方針」という。）を定めることが望ましい。」という表現になっております。従いまして市町村の指針としてこれが必要かどうかという施策判断を市長にいただく中、市として総括的に取り組もうという思いでこの基本方針は策定をしております。

<吉岡教育次長>

ちょっと付け加えさせていただきます。

今ありましたように地方公共団体が定めたら良いのですが、その定め方についてはどのような形で定めるといふようなことの規定がないので、全国の市町村によっては条例で定めているところもあります。京丹後市の場合は基本方針として定めたということです。京都府も同じような形になっています。

<文珠委員>

こういった基本方針を施策して、実際に運用していったり取り入れていくということになるのですが、まずこれがいつから施行されていくのかということと、それから例えばいろんな人に知らしめて、子どもたちからも相談を受けやすい、親御さんからも相談を受けやすいということも知らしめていかなければならないと思います。そういった、事業をやっていくうえでの予算的な措置というのはあるのでしょうか。

<横島学校教育課長>

今日の教育委員会臨時会で承認されましたら、早急に5月30日に市長協議を予定させていただいて、6月1日から確認をして施行の方をしていきたいと思っております。今後の予定であります。これの中にも謳われておるのですが京丹後市いじめ問題対策連絡会議というのを先日も一回目の部分を作らせて立ち上げておりますので、そういったところの実務者会議の開催であるとか、早急に附属機関の人選にあたってそういった部分の意見を聞きながら取り組みを、できれば秋以降にはできるようにということで、とりあえず附属機関を設置するための委員さんの予算等についてはこの6月議会の方で要求させていただいて、実際の取り組みについては計画が話し合われた結果を受けてまた補正予算で今年度からできるだけ早く取り組めるように対応の方は考えさせていただいております。

<吉岡教育次長>

これも少し補足させていただきます。

連絡会議にかかる予算につきましては26年の当初予算で予算措置をしております、すでに5月1日に会議もしているのですが、その関係費用については26年度予算にあがっています。それから本日提案させていただいている専門委員会と調査委員会につきましては、委員の設置がまず必要となりますので、それについては前回のこの教育委員会議で条例案を審議いただいていますので、その時に承認いただいたものを今度の6月議会議に提案させていただくことで準備をさせていただいています。それに伴ってその関係予算につきましても6月の補正の中で入れさせていただいています。具体的な事業につきましては、先ほどからの課長の説明の中にあります通り、改めて連絡会議とか実務者会議等で検討して、例えばなのですけれどもいじめ対策月間とか、キャンペーンとかそういうこともやっていきたいと思っております、それについては連絡会議の中で協議をいただいて、9月以降の予算を伴ってきますので、議会で提案させていただいて補正等あげて事業を行っていきたくと考えています。

<小松委員長>

他にございませんか。

<森委員>

今次長の方から予防月間というような形で皆に周知していただくというようなことがあったのですが、基本的に条例は条例で、基本方針は基本方針なのですが、第一のいじめ防止等に対する基本的な方をとということで、基本的にいじめはないにこしたことがないので、早期発見であるとか、いじめへの対処とか、地域や家庭との連絡、関係機関との連携というのを大事にしていきたいなと思います。以上です。

<小松委員長>

他にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第49号「京丹後市いじめ防止等基本方針について」につきましても、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第50号「平成26年度近畿高等学校総合体育大会カヌー競技 第13回近畿高等学校カヌー選手権大会 平成27年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技リハーサル大会の開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件については次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第50号「平成26年度近畿高等学校総合体育大会カヌー競技 第13回近畿高等学校カヌー選手権大会 平成27年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技リハーサル大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

本大会は、本年度の近畿高校総体及びカヌー選手権大会を、来年度、本市を会場に実施予定の全国高校総体のリハーサル大会として実施する大会となっております。

主催は近畿高等学校体育連盟、京都府教育委員会及び京都市、期日は平成26年6月13日～15日、会場は久美浜湾カヌー競技場、申請者は近畿高等学校体育連盟カヌー専門部 部長 三好正志久美浜高等学校長となっております。

以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

議案第50号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈森委員〉

後援に問題はないと思うのですが、参加資格のところでちょっと気になったのが、「平成26年4月2日現在で19歳未満であること」ということで、一般では考えられないですけれども、当り前でいけば19歳未満になるのですよね、3年生ですよね。もし万が一病気か何かで1年遅れで入学したりとかした場合は、19歳未満でないかも知れないですが。そうした時には参加資格はなくなるということでしょうか。

〈土出社会教育課長〉

この近畿高等学校総合体育大会につきましては、全種目同じ要項、出場条件の中で運営されております。参加資格につきましても高等学校総合体育大会の全ての競技に統一した要項となっておりますので、今言われましたように19歳を超えた年齢につきましては対象にならないということになっております。

〈森委員〉

分かりました。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈文珠委員〉

このカヌー大会は高校の総合体育大会なのですけれども、一般の方も見学等できることと思いますが、すみません、よく知らないので申し訳ないのですけれども、あそこは見学できるような場所はあるのですか。

〈土出社会教育課長〉

平成20年度に、同じように21年度の全国高等学校総合体育大会に向けましてリハーサル大会を実施しております。その時も同じようにリハーサル大会で一般の観客が観覧で

きるスペースを確保しておりますので、同様に今回の大会につきましても一般の方、ないしは関係者が観覧していただけるスペースは確保したいというふうには考えています。

<文珠委員>

はい、ありがとうございます。

<小松委員長>

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第50号「平成26年度近畿高等学校総合体育大会カヌー競技 第13回近畿高等学校カヌー選手権大会 平成27年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技リハーサル大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<中村教育総務課長>

教育総務課の方から、貴重なお時間をいただきまして京丹後市教育振興計画策定状況についてご報告をさせていただきます。平成25年度と26年度の2カ年で策定をしておりますこの振興計画ですが、昨日5回目の策定委員会を開催させていただいたところであります。この会議は前回3月に開催をさせていただいて以降、教育委員会の事務局内で、いろいろと内容を詰めまして検討してきたものを今回素案という形でまとめましたので、策定委員会に提出し、意見をいただいております。お手元の方に素案をお配りさせていただいておりますが、計画の体系と致しましては、京丹後市の教育をめぐる現状と課題という部分を踏まえまして、今後10年間の本市の教育の基本理念を、「心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育」それからもう1点「ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育」という2本の柱を立てまして、その実現に向けた7つの重点目標というものを定めて、それに向けてどういった方針で取り組むかというふうなことで、それに加えて目標数値を定めてそれが達成できたかどうかの評価もしていくというふうな形で編集をしておるものであります。昨日の会議でいろいろなご意見をいただいたところをごさしまして、その意見を参考に改めて修正を致しまして、この会議は次回7月に予定していますけれども、そこで一定のまとめをさせていただいて、8月にはこの教育委員会の中で説明もさせていただきたいと思っておりますし、また議会の方への説明もし、パブリックコメント等も求めながら、11月の教育委員会議から12月の議会の議決というふうな予定をしまして、今年度内に印刷までを終えて策定をしようというふうに思っております。まだまだ素案の段階ですので、次の時により詳しいご説明をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い致します。簡単ではありますが諸報告

ということでさせていただきます。

<小松委員長>

他にございませんか。

それでは、これをもちまして第8回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

〈 閉会 午後3時40分 〉

[6月定例会 平成26年6月6日(金) 午後5時00分から]